

太陽光発電設備お持ちの発電事業者の皆様へ

太陽光発電設備をお持ちの発電事業者の方々へ大切なご案内です。

昨年、固定価格買取制度（FIT）が改正され電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号において、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（以下「**設置費用報告**」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下「**運転費用報告**」という。）を、経済産業大臣宛に行うことが、認定基準として義務付けられました。

経済産業省資源エネルギー庁のホームページでは以下のように示されています。（以下、ホームページ抜粋）

● 太陽光発電設備に係る定期報告の新システムでの提出について

新システムでの提出のスキーム

経済産業省が委託した代行申請機関（一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)）が、「再生可能エネルギー電子申請 HP (<http://www.fit-portal.go.jp/>)」を通じて各**発電事業者**からの「設置費用報告」及び「運転費用報告」の報告を受け付けます。

報告対象者

下記発電設備の分類に応じて、**発電事業者**が報告の義務を負っています。

発電設備の分類		報告形態	
		設置費用報告 (増設費用報告)	運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW 未満の設備	必要（増設費用報告は不要）	経済産業大臣が求めた場合は必要
	10kW 以上の設備	必要	必要

報告例

運転開始年月日が 2014 年 5 月 1 日の場合

- 設置費用報告期日：2014 年 6 月 1 日
- 運転費用報告期間：2014 年 5 月（又は 6 月）～2015 年 4 月（又は 5 月）

この間の運転維持費を 2015 年 5 月（又は 6 月）に報告する必要があります。

以後、5 月（又は 6 月）を起点に、以後毎年 1 回報告を行う必要があります。

設置費用報告または、運転費用報告を怠った場合の措置

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（認定の失効）とあり、設置事業者に対し報告を求める通知により、認定の失効を行う可能性があります。

<報告代行サービス内容と料金>

弊社では、『設置費用報告』および『運転費用報告』について以下の価格で報告代行サービスを開始します。

報告書の種類	費用	必要資料	報告時期※2
設置費用報告	2,000 円 + 税	次頁参照	発電設備が運転開始した日から一ヶ月以内
運転費用報告	2,000 円 + 税(1 回/年) ※1	次頁参照	発電設備が運転開始した月又はその翌月に毎年 1 回

※1: 上記費用は認定 ID 1 つに対しての価格です。50kW 未満低圧設備を複数お持ちの事業者様は、認定 ID 数分の上記費用が必要です。

※2: 報告時期を遅延していることに対し現時点で罰則規定は設けられていませんが、速やかに報告を行わないことで怠った場合の措置対象となる可能性は高いものと判断されます。

<手続きに必要な資料>

「設置費用報告」及び「運転費用報告」の報告は、発電事業者（＝設置者）でも、代行申請者（＝登録者）の何れも行うことができますが、申請代行を依頼頂くためには以下の資料が必要になります。

また、「運転費用報告」につきましては、一度ご依頼頂ければ運転維持費の分かる資料のみで毎年手続き可能です。

報告書の種類	報告に必要な項目	必要資料
設置費用報告	電子申請マイページのログインID・パスワード	・費用年票 ・電子申請マイページ通知メール控
	設置状況が分かる資料	・土地売買契約書 ・土地賃貸借契約書
	設備設置費用内訳が分かる資料	・工事請負契約書または、見積書 ・設備売買契約書または、見積書
	遵守事項報告内容が分かる資料	・再生可能エネルギー発電事業計画書
	設置期間情報が分かる資料	・生産性向上設備等確認書
運転費用報告	電子申請マイページのログインID・パスワード	・費用年票 ・電子申請マイページ通知メール控
	設置状況が分かる資料	※設備費用報告を弊社に代行依頼している場合不要です。
	土地賃貸の場合	・土地賃貸借契約書
	運転維持費の分かる資料	・メンテナンス契約書(写) ・保険証券(写) ・電力会社の購入電力量明細(1年分) ・固定資産税・償却資産税納税通知書 ・電気使用料領収証

<報告について>

毎年報告が必要な運転費用報告について、弊社で管理のうえ必要事項をメールで確認し代行申請を行うサービスを提供しています。毎年の運転費用報告も、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー電子申請画面から発電事業者自ら報告することは可能ですが、ネット画面からの入力項目が多いことから専門家に申請委託することをお勧めします。

<報告代行サービスのお申込み方法と流れ>

- ① 別紙「報告代行サービス申込書」に必要な事項を記載のうえ、PDFファイル化した申込書を下記メールアドレスに添付ファイルで送信ください。
- ② メール件名には「太陽光代行申請希望」とお書きください。本文は不要です。
- ③ メール受信確認、頂戴しましたメールアドレスに「代行申請手数料お振込口座」と「必要資料」をご連絡致します。
- ④ 手続きが済みましたら、資源エネルギー庁の電子申請マイページ完了画面をメールで送信します。
- ⑤ 資源エネルギー庁の電子申請マイページでも自社情報を確認できます。

<お問合せ先>

株式会社BPアレンジメント 太陽光事業部 担当 大久保 (e-mail: taiyoukou@bp-arrange.com)

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-10-3 エキスパートオフィス麴町 404 TEL03-6205-4241/ fax 03-6205-4242

以上